

89 曾て判事の職を奉じ五年以上恪勤し転官したる者は判事

登用規則第九条に依り裁判官の資格を有する儀に付稟議

〔明治二十年十二月〕

〔注記1〕
司法省職第一一八八号

判事登用規則第九条ニ付稟議

〔谷森〕

〔注記2〕
曾て判事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シタル後一旦願ニ依リ其官ヲ
辞シ再ヒ檢察官又ハ其他ノ官ニ任セラレ現ニ其職ヲ奉スル者ハ
明治十七年太政官第百弍号判事登用規則第九条ニ依リ裁判官タ
ルノ資格ヲ有スル儀ト存候得共為念此段及稟議候也

明治二十年十二月廿三日

司法大臣伯爵 山田顕義

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

〔朱世〕
稟議ノ通

明治二十年十二月廿三日

〔注記4〕〔注記3〕

〔注記5〕
明治二十年十二月廿三日

内閣総理大臣 花押

〔田中〕
〔金井〕
〔巖倉〕
〔谷森〕
法制局長官 印

各省大臣

外務	大蔵	海軍	文部	通信
〔松方〕 印	〔西郷〕 印	〔森〕 花押	〔榎本〕 印	
内務	陸軍	司法	農商務	
〔山恩〕 花押	〔大山〕 花押	〔山田〕 印	〔黒田〕 印	

別紙司法大臣稟議判事登用規則第九条ノ件ヲ按スルニ右ハ同
則第九条ニ拠リ裁判官タルノ資格ヲ有スルモノト思考スレハ

稟議ノ通裁可セラレ可然ト認ム

指令案

稟議ノ通

〔朱世〕
〔明治二十年十二月廿三日〕
〔山田〕
印

〔参照〕

判事登用規則 明治十七年十二月
第百二号達

第九条 左ニ掲クル者ハ試験及ヒ判事試補ノ例ヲ用ヒス補欠ノ

為メ直ニ判事ニ任スルコトアルヘシ

一判事補ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ学識経験判事ノ資格ニ適

スル者

一曾て判事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ転官シタル者 (以下略

ス)

〔注記1〕

〔法制局秘第四六号〕

〔注記2〕

〔行政部〕

〔注記3〕

〔三十五〕 (簿册内件名番号)

〔注記4〕

〔甲三一八〕

〔注記5〕

〔司甲三二八〕

〔注記6〕

〔濟〕

〔公文類聚 第十一編 明治二
十年 第五卷〕 2A, 1, ②292〕